

## 平成 3 1 年度国民健康保険事業費納付金の算定について

H31. 3. 19

### 1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成 3 0 年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、平成 3 1 年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

### 2 平成 3 1 年度の納付金

- 一人あたり納付金額は、平成 3 0 年度と比較して 8. 4 %、1 0, 5 9 3 円増の 1 3 6, 1 2 0 円となり、前年度と比べて 2 6 団体で増加し、1 団体で減少しました。(別紙 1)
- 納付金総額は、平成 3 0 年度と比較して 3. 5 %、約 9 億 1 千万円増の約 2 6 5 億 8 千万円となり、前年度と比べて 1 9 団体で増加し、8 団体で減少しました。(別紙 2)

### 3 調整措置

- 納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成 3 0 年度から納付金の調整措置を行っています。
- 調整措置は、制度改正前の平成 2 8 年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して県が国と県の公費を充てているものです。
- 平成 3 1 年度の納付金額については、県平均の増加率を超えた 1 2 団体に対して、合計で約 5 億 7 千万円の調整措置を実施することとして算定しました。(別紙 3)

### 4 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

## 一人あたり納付金額の比較（平成30年度－平成31年度）

市町村名	平成30年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	127,637 円	137,303 円	+ 9,666 円	+ 7.6 %
富 士 吉 田 市	132,473 円	142,344 円	+ 9,871 円	+ 7.5 %
都 留 市	126,587 円	131,597 円	+ 5,010 円	+ 4.0 %
山 梨 市	128,648 円	139,619 円	+ 10,971 円	+ 8.5 %
大 月 市	130,479 円	138,905 円	+ 8,426 円	+ 6.5 %
韮 崎 市	112,929 円	126,404 円	+ 13,475 円	+ 11.9 %
南アルプス市	123,064 円	132,514 円	+ 9,450 円	+ 7.7 %
北 杜 市	107,506 円	120,306 円	+ 12,800 円	+ 11.9 %
甲 斐 市	117,774 円	131,644 円	+ 13,870 円	+ 11.8 %
笛 吹 市	130,579 円	141,141 円	+ 10,562 円	+ 8.1 %
上 野 原 市	134,858 円	145,070 円	+ 10,212 円	+ 7.6 %
甲 州 市	124,070 円	135,398 円	+ 11,328 円	+ 9.1 %
中 央 市	118,818 円	128,794 円	+ 9,976 円	+ 8.4 %
早 川 町	121,073 円	137,684 円	+ 16,611 円	+ 13.7 %
身 延 町	148,082 円	159,103 円	+ 11,021 円	+ 7.4 %
南 部 町	123,890 円	142,564 円	+ 18,674 円	+ 15.1 %
昭 和 町	121,959 円	146,117 円	+ 24,158 円	+ 19.8 %
道 志 村	144,134 円	145,578 円	+ 1,444 円	+ 1.0 %
西 桂 町	116,050 円	121,873 円	+ 5,823 円	+ 5.0 %
忍 野 村	130,419 円	140,319 円	+ 9,900 円	+ 7.6 %
山 中 湖 村	156,340 円	164,993 円	+ 8,653 円	+ 5.5 %
鳴 沢 村	128,587 円	129,987 円	+ 1,400 円	+ 1.1 %
小 菅 村	108,244 円	96,035 円	▲ 12,209 円	▲ 11.3 %
丹 波 山 村	85,970 円	96,841 円	+ 10,871 円	+ 12.6 %
富 士 河 口 湖 町	139,512 円	149,743 円	+ 10,231 円	+ 7.3 %
市 川 三 郷 町	119,686 円	131,099 円	+ 11,413 円	+ 9.5 %
富 士 川 町	129,872 円	133,320 円	+ 3,448 円	+ 2.7 %
県 平 均	125,527 円	136,120 円	+ 10,593 円	+ 8.4 %

増加 26団体  
減少 1団体

## 納付金総額の比較（平成30年度－平成31年度）

市町村名	平成30年度 納付金総額	平成31年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,777,128,770 円	5,850,578,207 円	+ 73,449,437 円	+ 1.3 %
富 士 吉 田 市	1,481,478,399 円	1,497,701,562 円	+ 16,223,163 円	+ 1.1 %
都 留 市	873,621,754 円	872,108,779 円	▲ 1,512,975 円	▲ 0.2 %
山 梨 市	1,199,637,277 円	1,263,202,878 円	+ 63,565,601 円	+ 5.3 %
大 月 市	783,590,626 円	812,126,361 円	+ 28,535,735 円	+ 3.6 %
韮 崎 市	772,593,747 円	850,148,052 円	+ 77,554,305 円	+ 10.0 %
南アルプス市	2,038,513,285 円	2,107,947,980 円	+ 69,434,695 円	+ 3.4 %
北 杜 市	1,614,860,287 円	1,766,839,643 円	+ 151,979,356 円	+ 9.4 %
甲 斐 市	1,965,927,701 円	2,086,608,225 円	+ 120,680,524 円	+ 6.1 %
笛 吹 市	2,458,834,876 円	2,531,256,762 円	+ 72,421,886 円	+ 2.9 %
上 野 原 市	789,002,958 円	810,693,238 円	+ 21,690,280 円	+ 2.7 %
甲 州 市	1,145,323,122 円	1,210,439,045 円	+ 65,115,923 円	+ 5.7 %
中 央 市	826,357,396 円	842,399,523 円	+ 16,042,127 円	+ 1.9 %
早 川 町	33,078,034 円	40,479,067 円	+ 7,401,033 円	+ 22.4 %
身 延 町	477,981,323 円	475,429,823 円	▲ 2,551,500 円	▲ 0.5 %
南 部 町	232,543,557 円	260,132,588 円	+ 27,589,031 円	+ 11.9 %
昭 和 町	495,004,662 円	569,288,389 円	+ 74,283,727 円	+ 15.0 %
道 志 村	71,013,790 円	66,979,265 円	▲ 4,034,525 円	▲ 5.7 %
西 桂 町	110,741,312 円	112,028,680 円	+ 1,287,368 円	+ 1.2 %
忍 野 村	230,910,924 円	228,244,200 円	▲ 2,666,724 円	▲ 1.2 %
山 中 湖 村	317,617,247 円	310,915,007 円	▲ 6,702,240 円	▲ 2.1 %
鳴 沢 村	121,764,545 円	119,456,535 円	▲ 2,308,010 円	▲ 1.9 %
小 菅 村	28,359,822 円	17,286,307 円	▲ 11,073,515 円	▲ 39.0 %
丹 波 山 村	14,185,050 円	16,366,064 円	+ 2,181,014 円	+ 15.4 %
富 士 河 口 湖 町	878,721,507 円	905,216,865 円	+ 26,495,358 円	+ 3.0 %
市 川 三 郷 町	462,962,852 円	499,585,061 円	+ 36,622,209 円	+ 7.9 %
富 士 川 町	464,477,412 円	451,673,318 円	▲ 12,804,094 円	▲ 2.8 %
県 合 計	25,666,232,235 円	26,575,131,424 円	+ 908,899,189 円	+ 3.5 %

増加 19団体  
減少 8団体

## 調整措置（一人あたり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	平成31年度 一人あたり 納付金額	平成31年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	140,193 円	+ 3.2 %	137,303 円	▲ 2,890 円	▲ 122,859,680 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	144,546 円	+ 3.0 %	142,344 円	▲ 2,202 円	▲ 23,160,636 円
都 留 市	140,048 円	131,597 円	▲ 2.1 %	131,597 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	139,619 円	+ 0.3 %	139,619 円	0 円	0 円
大 月 市	139,316 円	138,905 円	▲ 0.1 %	138,905 円	0 円	0 円
韮 崎 市	120,184 円	126,404 円	+ 1.7 %	126,404 円	0 円	0 円
南アルプス市	123,064 円	135,951 円	+ 3.4 %	132,514 円	▲ 3,437 円	▲ 54,658,611 円
北 杜 市	116,889 円	120,306 円	+ 1.0 %	120,306 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	131,644 円	+ 1.3 %	131,644 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	147,464 円	+ 4.1 %	141,141 円	▲ 6,323 円	▲ 113,371,390 円
上 野 原 市	134,858 円	148,117 円	+ 3.2 %	145,070 円	▲ 3,047 円	▲ 17,020,542 円
甲 州 市	124,070 円	147,863 円	+ 6.0 %	135,398 円	▲ 12,465 円	▲ 111,424,635 円
中 央 市	118,818 円	136,375 円	+ 4.7 %	128,794 円	▲ 7,581 円	▲ 49,556,997 円
早 川 町	121,073 円	177,642 円	+ 13.6 %	137,684 円	▲ 39,958 円	▲ 11,747,652 円
身 延 町	148,082 円	161,492 円	+ 2.9 %	159,103 円	▲ 2,389 円	▲ 7,138,332 円
南 部 町	155,450 円	142,564 円	▲ 2.8 %	142,564 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	146,117 円	+ 0.6 %	146,117 円	0 円	0 円
道 志 村	150,147 円	145,578 円	▲ 1.0 %	145,578 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	121,873 円	▲ 4.1 %	121,873 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	142,632 円	+ 3.0 %	140,319 円	▲ 2,313 円	▲ 3,758,625 円
山 中 湖 村	156,340 円	164,993 円	+ 1.8 %	164,993 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	129,987 円	▲ 7.5 %	129,987 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	96,035 円	▲ 5.8 %	96,035 円	0 円	0 円
丹 波 山 村	85,970 円	120,589 円	+ 11.9 %	96,841 円	▲ 23,748 円	▲ 4,013,412 円
富士河口湖町	144,160 円	149,743 円	+ 1.3 %	149,743 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	145,556 円	+ 6.7 %	131,099 円	▲ 14,457 円	▲ 55,095,627 円
富 士 川 町	142,906 円	133,320 円	▲ 2.3 %	133,320 円	0 円	0 円
県 平 均	129,820 円	139,063 円	+ 2.3 %	136,120 円	▲ 2,943 円	▲ 573,806,139 円

増加 19団体  
減少 8団体  
調整措置対象 12団体

調整措置総額		573,806,139 円
財源	国公費	250,016,000 円
	県公費	323,790,139 円
	合 計	573,806,139 円

平成31年度 標準保険料率

参考資料

● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	7.64	-	44,132	-	2.45	-	14,052	-	2.11	-	15,657	-

● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	7.72	-	31,975	23,195	2.34	-	9,662	7,009	2.18	-	11,545	5,488
富士吉田市	7.61	-	31,485	22,839	2.33	-	9,615	6,975	2.04	-	10,784	5,127
都留市	6.17	-	25,547	18,532	2.34	-	9,642	6,994	2.06	-	10,897	5,180
山梨市	7.55	-	31,238	22,661	2.50	-	10,333	7,496	2.28	-	12,095	5,750
大月市	7.51	-	31,086	22,550	2.33	-	9,640	6,993	2.40	-	12,722	6,048
韮崎市	7.26	-	30,057	21,804	2.47	-	10,198	7,398	2.16	-	11,425	5,431
南アルプス市	7.10	-	29,381	21,314	2.39	-	9,849	7,145	1.78	-	9,444	4,490
北杜市	6.35	-	26,277	19,062	2.55	-	10,541	7,647	2.28	-	12,053	5,730
甲斐市	7.09	-	29,336	21,281	2.44	-	10,083	7,314	2.18	-	11,546	5,489
笛吹市	7.87	-	32,597	23,646	2.49	-	10,264	7,446	1.86	-	9,824	4,670
上野原市	7.97	-	33,002	23,940	2.38	-	9,846	7,143	1.94	-	10,273	4,884
甲州市	8.29	-	34,302	24,883	1.85	-	7,627	5,533	1.58	-	8,375	3,981
中央市	7.57	-	31,346	22,739	2.33	-	9,606	6,968	1.86	-	9,834	4,675
早川町	9.67	-	40,010	29,024	1.86	-	7,692	5,580	1.30	-	6,885	3,273
身延町	9.05	-	37,475	27,185	2.32	-	9,589	6,956	2.14	-	11,327	5,384
南部町	8.27	-	34,248	24,844	2.50	-	10,338	7,500	2.00	-	10,588	5,033
昭和町	7.43	-	30,752	22,308	2.44	-	10,083	7,315	2.22	-	11,734	5,578
道志村	6.95	-	28,785	20,881	2.39	-	9,880	7,167	2.14	-	11,356	5,399
西桂町	6.56	-	27,172	19,711	2.18	-	9,014	6,539	1.95	-	10,317	4,904
忍野村	7.30	-	30,197	21,906	2.40	-	9,904	7,184	1.99	-	10,514	4,998
山中湖村	7.88	-	32,621	23,664	2.64	-	10,891	7,901	2.44	-	12,903	6,134
鳴沢村	5.80	-	23,997	17,407	2.57	-	10,601	7,690	2.34	-	12,374	5,882
小菅村	4.02	-	16,620	12,057	2.42	-	9,992	7,249	2.15	-	11,389	5,414
丹波山村	5.87	-	24,289	17,619	2.18	-	8,981	6,515	1.89	-	10,023	4,765
富士河口湖町	7.22	-	29,901	21,691	2.47	-	10,205	7,403	2.32	-	12,260	5,828
市川三郷町	7.78	-	32,199	23,358	2.41	-	9,933	7,205	1.91	-	10,113	4,808
富士川町	7.94	-	32,867	23,842	2.37	-	9,790	7,102	2.13	-	11,291	5,367

● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	7.51	-	31,119	21,451	2.22	-	9,409	6,486	2.00	-	11,276	5,242
富士吉田市	8.08	-	27,798	23,479	2.48	-	8,651	6,698	1.87	-	10,802	5,651
都留市	5.87	-	24,995	21,270	2.27	-	9,395	7,925	1.82	-	11,009	5,680
山梨市	7.42	-	27,990	27,496	2.44	-	9,263	9,099	2.12	-	10,759	7,690
大月市	7.39	-	31,450	22,388	2.29	-	10,023	6,513	2.21	-	12,608	6,859
韮崎市	8.42	-	26,305	18,809	2.88	-	8,879	6,359	2.27	-	10,539	4,830
南アルプス市	6.99	-	26,651	25,447	2.38	-	9,026	8,139	1.55	-	8,775	5,893
北杜市	5.26	-	24,328	24,416	2.10	-	10,615	8,453	1.65	-	11,398	7,923
甲斐市	7.24	-	26,040	24,828	2.38	-	9,262	8,364	2.25	-	9,664	6,047
笛吹市	7.35	-	33,377	25,135	2.33	-	10,527	7,928	1.65	-	10,374	5,069
上野原市	7.26	17.13	30,760	27,832	2.03	4.94	9,847	8,662	1.70	-	8,619	7,868
甲州市	7.93	26.49	25,893	27,333	0.73	5.48	10,008	9,990	1.15	7.46	7,773	4,531
中央市	7.31	-	31,414	23,021	2.24	-	9,628	7,056	1.68	-	9,884	4,606
早川町	9.55	88.47	34,401	31,475	1.77	20.45	7,355	4,859	0.87	17.53	6,698	3,239
身延町	8.43	22.17	31,880	34,002	2.03	6.29	8,288	8,860	1.92	6.57	9,046	6,910
南部町	7.90	-	28,725	29,436	2.53	-	8,097	7,995	1.91	-	8,611	6,753
昭和町	7.07	-	15,656	45,109	1.98	-	5,424	17,306	1.86	-	6,548	11,866
道志村	6.04	-	31,729	23,783	2.10	-	10,883	8,158	1.57	-	13,299	6,021
西桂町	6.01	-	27,242	25,305	2.19	-	8,533	7,887	1.87	-	9,688	5,981
忍野村	7.42	19.80	23,882	20,917	2.42	5.58	8,228	6,325	1.38	5.64	10,214	7,609
山中湖村	7.55	11.39	26,904	29,706	1.78	3.16	13,989	8,724	1.39	3.47	15,867	10,888
鳴沢村	5.09	-	21,451	31,105	2.31	-	10,253	11,641	1.79	-	12,933	8,400
小菅村	3.36	15.50	13,079	14,851	1.04	29.95	7,807	11,740	1.34	8.26	9,670	6,088
丹波山村	5.54	37.25	17,953	25,823	1.72	43.73	6,489	8,666	1.11	12.29	10,994	7,230
富士河口湖町	8.01	26.62	23,860	21,028	3.15	10.67	5,745	6,519	2.08	7.17	11,608	7,120
市川三郷町	5.74	34.55	28,921	30,386	1.85	10.46	8,724	8,971	1.15	8.88	10,623	6,429
富士川町	8.37	-	27,648	28,863	1.95	-	8,744	12,440	1.92	-	9,649	7,461

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。